

【訪問介護事業介護保険外自費サービス】 (重要事項説明書)

令和8年10月1日改訂版

事業者：公徳会ほのぼのケアサービスヘルパーステーション



1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

社会医療法人公徳会が開設する公徳会ほのぼのケアサービスヘルパーステーション（以下、「事業所」という。）が行う訪問介護事業介護保険外自費サービス（以下、「自費サービス」という。）の適切な運営を確保するために管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員養成研修の修了者（以下、「訪問介護員等」という。）が介護を要する高齢者に対して自立した日常生活を営むことができるよう、介護、生活援助等その他生活全般にわたる援助を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

- ①事業所は利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保及び向上を重視し、健康管理、日常生活動作の維持・回復、日常生活の援助を図るとともに、快適な在宅生活が継続できるように支援する。
- ②事業の実施に当たっては県市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2 当事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	公徳会ほのぼのケアサービスヘルパーステーション
所在地	〒999-2221 山形県南陽市櫛塚9 4 8 番地の1 電話番号：0238-40-0472 F A X 番号：0238-40-0377
通常の事業の実施地域	南陽市 ・ 高畠町 ・ 川西町 ・ 長井市

(注) 上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

職 種	常 勤	非常勤	計	勤務体制
管理者兼 サービス提供責任者	1 名		1 名	午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 00 分 (利用者希望に合わせ 要相談対応可能)
サービス提供責任者 兼ホームヘルパー	2 名以上		2 名以上	
ホームヘルパー(内 1 名以上 サービス提供責任者兼務)	5 名以上	4 名以上	1 0 名以上	

(3) 営業日及び営業時間

月曜日 ～ 日曜日	午前 8 時 3 0 分 ～ 午後 5 時 0 0 分
-----------	-----------------------------

3 サービスの内容

サービスの種類	内 容
① 身体介護	食事介助・入浴介助・排泄介助・清拭・体位変換等
② 生活援助	買い物・調理・掃除・洗濯等
③ 介護保険適用外のサービス	電球交換・通所の外出準備・留守番(家人が帰宅するまで)・庭の草むしり・雪かき・玄関周りの掃除・家具の移動等

※ ③については、介護保険サービスの利用に引き続いてもしくは介護保険サービスの利用前の15分以内での自費ヘルパー利用とし、原則として利用希望日の一週間前までの事前予約が必要となります。利用当日の申し出には、勤務の都合上お受けできない場合がございます。

4 利用料金

(1) 利用料金

①身体介護・②生活援助

利用時間	利用料金
30分未満	1,250円
30分以上1時間未満	2,500円
以降 30分毎に 1,250円を加算	

③介護保険適用外のサービス（介護保険サービス利用前後の自費サービス利用）

15分以内 500円（税込み）

注） 利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

注） 早朝・夜間帯：午前6時 - 午前8時、午後6時 - 午後10時については25%増しとなります。

注） 深夜帯：午後10時 - 午前6時については50%増しとなります。

(2) 上記以外の料金

・交通費

当事業所の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、訪問介護員等が利用者を訪問するための交通費の実費が必要となる場合があります。利用者の同意を得てから実費の支払いを利用者から受け取ることができ、その額はおおむね15km以上1kmにつき23円とします。ただし、公德会ほのぼのケアサービスヘルパーステーションから自宅までの換算とします。

・キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は、至急連絡ください。ただし、やむを得ない事情の場合はキャンセル料を不要とします。

（連絡先：TEL0238-40-0472）

ご利用の12時間前までにご連絡頂いた場合	無料
ご利用の12時間前までにご連絡がなかった場合	当該基本料金（加算を含む）の30%

(3) その他

- ① 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する電気、水道、ガス等の費用は、利用者のご負担となります。
- ② 料金のお支払方法
毎月 20 日までに前月分の請求書を郵送致します。(毎月 27 日までにお支払いください。)
お支払方法は、口座振替、口座振込み、現金支払いの 3 通りの中からご契約の際に選べます。ご入金確認後、領収書の発行となります。

5 サービスの利用方法

- ① サービスの利用開始に当たり利用の相談を受け、サービス提供責任者がご自宅に訪問し、利用者及び介護者と面談します。そこで生活状況や心身の状況確認をさせていただきます。
- ② サービス利用するにあたり、重要事項の説明をして契約します。
- ③ 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえてサービスを開始します。

(1) サービスの終了

- ① 利用者の都合でサービスを終了される場合
サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出ください。
ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が 1 週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了される場合
人員不足などでやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知致します。
- ③ 自動終了
次の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。
 - ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 利用者の要介護認定区分・要支援区分、その他総合事業チェックリストに該当と認定された場合
 - ・ 利用者が死亡した場合
- ④ その他
イ. 次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、即座にサービスを終了することができます。
 - ・ 当該事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ・ 守秘義務に違反した場合
 - ・ 利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ・ 当事業所が破産した場合
ロ. 次の場合、当事業所は、文書で通知することにより、行政に報告し、即座に契約を終了させて頂く場合がございます。
 - ・ 利用者がサービス利用料金の支払いを 3 カ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、30 日以内に支払われない場合

- ・ 利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従事者に対して契約を継続しがたいほどの背信行為を行ったと認めるとき。

6 サービスの内容に関する苦情

当事業所の自費サービスに関する相談・苦情については、次のところで賜ります。

担 当 者	訪問介護 管理者 梅津 真理子
電 話 番 号	0238-40-0472
対 応 時 間	午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 00 分

行政機関その他の苦情受付機関

南陽市役所	介護管理係	南陽市三間通 436-1	0238-40-3211
川西町役場	福祉介護課	東置賜郡川西町大字上小松 977 番地 1	0238-42-6638
高畠町役場	町民課	東置賜郡高畠町大字高畠 436	0238-52-1111
長井市役所	福祉あんしん課	長井市栄町 1 番 1 号	0238-82-8011
山形県国民健康保険団体連合会	苦情担当課	寒河江市大字寒河江字久保 6	0237-87-8006 0237-83-3354(FAX)

7 緊急時における対応方法

訪問介護員等は、自費サービス実施中に利用者様に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに管理者に報告します。

- ・ 連絡先及び対応時間等

担 当 者	訪問介護 管理者 梅津 真理子
電 話 番 号	0238-40-0472
対 応 時 間	午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 00 分

8 情報開示

- (1) 利用者は、当事業所が保有する自己に関する個人情報について、指定の書式に基づいて開示を請求することができます。
- (2) 情報の提供及び開示は、利用者本人からの申請に基づいて、利用者本人への提供あるいは開示を原則とする。ただし、次の場合は利用者本人であっても提供あるいは開示しないことがあります。
 - ① 本人が合理的判断をできない状態にある場合
 - ② 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ③ 当事業所の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ④ 利用者への情報が、当該事業所の職員を除く第三者の不利になると考えられる場合
 - ⑤ 開示することが法令に違反する場合
- (3) 記録の閲覧及び謄写等に要する費用については、その代金の実費を請求者が負担するものとします。

9 事故発生時における対応

事業者は、利用者に対する自費サービスの提供により事故が発生した場合は、県市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10 ハラスメント対策

別に定める法人規定・就業規則（第54条・55条）に基づき、介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害される事を防止するための方針を明確化等、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ次のとおり必要な措置を講じてまいります。

- (1) 利用者またはその家族が、事業者または訪問介護員に対して、身体・精神的な攻撃、威圧的な言動、差別、セクシャルハラスメント、プライバシーの侵害、その他社会通念上不当な要求・言動により訪問介護員の就業環境が害され、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが困難となった場合は契約を解除する。

11 お支払い方法

☐	口座振替（利用者の口座から引き落としになります。）
☐	口座振込み（利用者に指定口座へ振り込んで頂きます。）
☐	現金支払い

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

法 人 名	社会医療法人 公徳会
代表者職・氏名	理事長 佐藤 存史
所 在 地 (主たる事業所)	〒999-2221 山形県南陽市柊塚948番地の1 電話番号：0238-40-3170
事業所所在地	〒999-2221 山形県南陽市柊塚948番地の1
事業所代表者	ほのぼのケアサービス 施設長 色摩 繁康
事 業 所 名	公徳会ほのぼのケアサービスヘルパーステーション
説明者職・氏名	

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者	住 所	〒
	氏 名	
代理人	住 所	〒
	氏 名	